

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件

香川国民年金 事案 322

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から57年9月まで
② 平成8年3月から9年3月まで

申立期間①については、昭和53年10月にそれまで勤務していた事業所を退職して結婚したころに、婚姻届の提出、国民健康保険の手続と同時に国民年金の加入手続をしたと思う。後日、年金手帳と納付書が送付されてきたので銀行へ持参して納付した。

申立期間②については、平成8年3月にそれまで勤務していた事業所を退職した後に、国民年金に再度加入した上で保険料を納付していた。保険料は、A市が発行した納付書を持って銀行へ行って納付していた。

毎月納付するように努めていたが、ある程度遅れたためにまとめて納付したこともあったように思う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿の記載から昭和57年12月に申立人の夫と連番で払い出されていることが確認できることから、申立期間のうち、同年4月から同年9月までの期間については、同記号番号の払出時点では現年度納付が可能な期間であり、同年4月から同年9月までの保険料を納付させないまま同年10月以降の保険料を納付させる取扱いは不自然である。また、夫婦の前後に同記号番号の払出しを受けた者の記録を見ると、ほとんどの者が申立人と同様に昭和57年3月以前にさかのぼって被保険者資格を取得しているものの、そのうちの多数の者が同年4月からの現年度保険料は納付済みの取扱いとなっている状況がうかがわれることなどの事情を踏まえると、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付した

ものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①のうち、昭和 53 年 10 月から 55 年 9 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では時効により納付できない上、申立人に対して別の同記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①のうち、昭和 55 年 10 月から 57 年 3 月までの期間については、国民年金手帳記号番号の払出時点において、さかのぼって過年度納付することは可能であったが、申立人の国民年金の加入状況、納付時期、納付金額及び納付方法に関する記憶は曖昧である上、前述のとおり、夫婦の前後に同記号番号の払出しを受けた者も過年度保険料の納付が可能であったにもかかわらず、当該保険料を納付している者はほとんど見当たらないなど、ほかに当該期間の保険料をさかのぼって納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、平成 9 年に導入された基礎年金番号は、被保険者が同年 1 月 1 日時点で加入していた年金制度の記号番号を基礎年金番号として付番することとされており、申立人が 8 年 3 月の厚生年金保険被保険者資格喪失時に国民年金に加入していれば、国民年金手帳記号番号が基礎年金番号になるところ、申立人の基礎年金番号は、国民年金手帳記号番号ではなく、同年同月まで加入していた厚生年金保険の記号番号となっており、申立人が所持している基礎年金番号導入後に発行された年金手帳の交付年月日が 9 年 4 月 9 日とされていることから、申立人は 8 年 3 月にそれまで勤務していた事業所を退職した後、当該年金手帳が交付された時点まで国民年金の加入手続を行っていなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付状況について、「基本的には毎月納付していた。」としているが、当該年金手帳が交付された時点では、申立期間②の保険料をさかのぼって納付することは可能であったものの、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続、及び当該期間をさかのぼって納付したとする記憶は曖昧であるなど、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①のうち、昭和 53 年 10 月から 57 年 3 月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から40年3月まで

申立期間中の詳細な事情は記憶していないが、国民年金被保険者期間全般について、基本的には私が夫と自分の国民年金保険料をまとめて納付していた。申立期間を含めて夫の保険料はすべて納付済みとなっているのに、私に未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き未納期間が無く、申立期間直後の昭和40年4月から61年3月までの国民年金保険料を、任意加入期間を含めてすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記載から、昭和40年4月に払い出されていることが確認でき、同月時点では申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能であり、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さを踏まえると、申立期間の国民年金保険料を納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年1月27日から同年4月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和22年1月27日）及び資格取得日（同年4月14日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を210円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和22年1月から同年3月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和22年11月6日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和22年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月27日から同年4月14日まで
② 昭和22年11月6日から同年12月1日まで

私は、昭和21年6月1日に新設されたA社C工場に入社し、作業員として改装工事に従事していたところ、22年1月27日に新工場の基礎が完成し、土木作業員の多くは雇用関係が無くなったが、私は引き続き雇用され、電気設備の仕事をしていた。そして、同年4月14日に同社本社工場で研修を受けるため転勤することになったが、同年12月1日に同社C工場の操業開始に合わせて同社C工場に戻り勤務していた。

しかし、年金記録を確認すると、転勤前にA社C工場に在籍していた期間の一部及び転勤後の同社本社工場に在籍していた期間の一部が、厚生年金保険の加入記録とされていないことが分かった。私は、昭和21年6月1日から56年8月31日まで継続して同社に勤務しており、厚生年金保険の加入記録の欠落に納得できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書、同僚の供述内容及び加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和22年4月14日に同社C工場から同社本社工場に異動、同年12月1日に同社本社工場から同社C工場に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①については、申立人のA社における昭和21年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、210円、申立期間②については、申立人の同社における22年10月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社C工場は、昭和22年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所ではない。しかし、申立人と一緒に同社C工場から同社本社工場に異動となったと供述している同僚は、同社C工場が適用事業所となる前の期間について、申立人と同様に同社本社工場において厚生年金保険に加入していることから判断すると、同社は、申立期間①において、同社C工場に勤務していた従業員について、同社本社で厚生年金保険の加入を行っていたものと考えられる。

なお、申立期間①について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨を回答しているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨を回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和25年6月10日に、資格喪失日に係る記録を同年9月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月10日から同年9月10日まで

年金記録を確認した際、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、申立期間当時は、A社B工場に在籍のまま、同僚3人と一緒に同社C工場内にある技術研究所で研修を受けており、昭和22年7月17日に入社以来、58年11月30日に退職するまで一度も会社を辞めたことはなく、加入記録に納得がいけない。詳しい調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社本社から提出された申立人の在籍証明書、同僚の加入記録及び供述内容から判断すると、申立人は、申立期間についても継続して同社に勤務し（昭和25年6月10日に同社C工場から同社B工場に異動、同年9月10日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和25年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しない

とは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 25 年 6 月から同年 8 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年7月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月27日から同年8月1日まで

私が所持している船員手帳の雇入年月日と、ねんきん特別便に記載されていた船員保険被保険者資格取得日が相違していることに気づき、社会保険事務所（当時）に期間照会を行ったものの、記録の訂正は認められなかった。

しかし、乗船日と船員保険被保険者資格取得日は一致するはずであるため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳及びB社（当時は、A社）が保管している入退社日記録によると、申立人が、昭和31年7月27日にA社に入社し、同日付けで同社が所有するC丸に甲板員として乗船したことが確認できる。

また、複数の同僚が、「A社は、同社が雇用した船員について、入社と同時に船員保険に加入させていた。」旨供述している上、申立人がC丸を下船した昭和31年11月2日に甲板員として同船に乗り込んだ同僚は、「私の船員手帳によると、同年11月2日に乗船したものの、船員保険の被保険者資格は同年10月1日に取得しているため、同社が入社と同時に船員保険に加入する手続を行ったものとする。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和31

年8月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、船員保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年6月9日及び同年12月8日に支給された賞与において、同年6月9日は24万円、同年12月8日は20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を同年6月9日は24万円、同年12月8日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年6月8日に支給された賞与の標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額であったと認められることから、申立人の同日に係る標準賞与額の記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月9日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年6月8日

申立期間にA社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、同社から正しく届出がされていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人から提出された給与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳から、申立人は、平成18年6月9日は24万円、同年12月8日は20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間③について、オンライン記録では、申立人の平成19年6月8日

の厚生年金保険の標準賞与額は 48 万円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出された給与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳から、24 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認でき、事業主は、平成 18 年 6 月 9 日支給分の 24 万円に係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったことから、19 年 6 月 8 日に支給された賞与の届出に両日の標準賞与額を合算して、社会保険事務所へ届出を提出したと供述している。

これらを総合的に判断すると、平成 19 年 6 月 8 日の賞与に係るオンライン記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、給与支給明細書及び賃金台帳の保険料控除額から、24 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年11月から11年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月から11年9月まで
国民年金保険料納付記録の照会の結果、申立期間が未加入であるとの回答を受けたが納得できない。

申立期間に国民年金に係る手続きをしたかどうかの記憶はないが、申立期間後の平成11年10月から勤務したA社で、申立期間（10年11月から11年9月まで）の国民年金保険料を給与から差し引かれて支給された。同社勤務期間中に、しばらく手取り額が減少した時期があり、その原因は保険料の控除であったことは覚えているので、それが申立期間の国民年金保険料であったはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間後に勤務したA社で申立期間の国民年金保険料を給与から控除された。」と主張しているが、同社から提出された申立人の同社勤務期間中の給与台帳及び賃金台帳兼源泉徴収簿によると、申立人について、社会保険事務所（当時）の指摘により、さかのぼって厚生年金保険料が控除されている期間があることは確認できるものの、国民年金保険料が給与から差し引かれた形跡はうかがえず、A社も「従業員の給与から国民年金保険料を控除することはない。」と回答している。

また、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付に関する記憶は曖昧であり、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月1日から9年10月1日 まで

私は、A社において、昭和59年11月1日から平成13年5月31日までの期間、継続して勤務しており、申立期間についても厚生年金保険料を控除されていたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張及びA社の元事業主の供述から、申立人は申立期間を含めた昭和59年11月1日から平成13年5月31日までの期間、同社において継続して勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間に申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることについて、同社の元事業主は、「申立人から年金を受けるためアルバイト扱いにしてほしいとの申出があったことから厚生年金保険被保険者資格の喪失届を提出した。その後、再び申立人から国民健康保険料が高いので、社会保険に加入したいと申出があったことから同保険被保険者資格を再取得した。」と供述しており、同社から提出された申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格確認標準報酬決定通知書」を見ると、申立人の資格喪失日を平成6年6月1日、資格取得日を9年10月1日として社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認できる。

また、A社の元事業主から提出された賃金台帳及び給料等支給明細書から、申立期間については、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、全国健康保険協会B支部から提出された申立人の健康保険任意継続被保険者の記録において、申立人は申立期間の始期である平成6年6月1日に

同保険の任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録を見ると、平成6年5月31日に離職し、9年10月1日に同保険の被保険者資格を再取得していることが確認でき、申立人の厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで
申立期間は、Aの船に乗り、B船団としてC県のD漁港から鮪まぐろのはえ縄漁に出漁していたが、申立期間の船員保険の被保険者記録が無い。
申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当初、「Aの船には2回乗った。」と主張していたが、船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和35年9月12日から36年4月3日までの期間及び39年4月3日から同年7月8日までの期間の合計2回、同船舶所有者の船に乗っていることが確認できるところ、このことについて申立人は、「同船舶所有者の船に乗ったのは、申立期間を含めると3回かもしれないが、昔のことなので覚えていない。」と主張するなど、乗船回数及び期間についての記憶は曖昧あいまいであるとともに、申立期間当時、同船舶所有者の船に乗っていたことを確認できる申立人の船員手帳も無い。

また、船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿において、氏名の確認できる同僚のうち、唯一、昭和35年11月26日から36年4月3日までの期間、申立人と同保険の被保険者期間が重複している同僚から供述を得ることができたが、当該同僚は、「申立人は、同船舶所有者の船に乗っていたと思うが、乗っていたのは1回で、それも長くはなかったと思う。」と供述している上、申立期間当時の他の同僚は、所在不明又は既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態に関する同僚の供述を得ることができない。

さらに、事業所名簿により申立期間当時の船舶所有者は、昭和42年*月*日に亡くなっていることが確認できることから、申立期間当時の申立人の勤務実態に関する供述を得ることができない上、同船舶所有者の後に船舶所有者と

なっていることが確認できるEについても、既に亡くなっており、その妻も「主人は申立期間当時、新聞社に勤務していたのでその当時の船員については分からなかったと思う。」と供述していることから、船舶所有者からも申立期間当時の申立人の勤務実態に関する供述及び関連資料を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 446 (事案 136 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 1 日から 36 年 4 月 11 日まで
事業主による代理請求を否定できないとの判断理由で年金記録の訂正が認められなかったが、申立期間当時の経理担当者が分かったので、脱退手当金を受給したか否かを確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主による代理請求の可能性を否定できないほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないことから、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 6 日及び 21 年 6 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金が申立人に支給されたか否かを確認すべきであるとして、当委員会による申立期間当時の A 社の経理担当者に対する照会を求めているところ、当該経理担当者は、「私が、A 社で事務員をしていた間に申立人の脱退手当金に関しての処理をした記憶は無い。」と供述している。

しかしながら、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後おおむね 3 年以内に資格喪失した女性のうち、同社において 2 年以上の厚生年金保険被保険者期間を有する者は 11 人であり、そのうち申立人を含む 9 人に脱退手当金の支給記録が確認できることから、事業主による代理請求の可能性を否定できない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる上、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月から 28 年 10 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらったが納得できない。

私は、A社が厚生年金保険の適用事業所になったときに同保険の被保険者資格を取得したと思う。同社が倒産したため退職したが、それまでは継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録では、A社において、昭和 27 年 6 月 15 日から同年 10 月 1 日までの期間、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、申立人は、「同社での勤務期間は 4 か月ということはない。もっと長く勤務していた。」と主張しているところ、複数の同僚の供述から、申立人は、期間は特定できないものの、同社における厚生年金保険被保険者期間の前後の期間、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、A社の入社時期及び退職時期についての具体的な記憶は無い上、申立人の勤務期間についての同僚の供述が一致しないため、申立人の同社での勤務期間の特定ができない。

また、A社において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚で、連絡の取れた 7 人のうち 5 人は、「申立人のことを知っているが、厚生年金保険のことは分からない。」旨供述しており、そのほかの 2 人は、申立人を覚えておらず、申立人の同社における同保険の取扱いについての供述を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚

生年金保険の適用事業所に該当した昭和 26 年 10 月 19 日から適用事業所に該当しなくなった 33 年 7 月 1 日までの期間に、健康保険整理番号の欠番は無い。

加えて、A社は、昭和 33 年 7 月 1 日に適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び供述を得ることができない上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 450

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 10 日から 38 年 7 月 3 日まで

ねんきん特別便の内容を確認したところ、Aに勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることが判明し、社会保険事務所（当時）に調査を依頼したが、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所として見当たらない旨の回答であった。

しかし、私は、社会保険の適用がある事業所に勤務するようにしていたため、Aでの勤務期間が厚生年金保険被保険者とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、B市C区に所在したAに勤務したと主張しているものの、当該地域を管轄する法務局において、同事業所に係る商業登記の記録は無い上、申立人が、同事業所の取引先であったと主張する事業所と所在地及び名称が一致する事業所の事務員は、「申立期間当時に在籍していた従業員は残っておらず、代表者も代替りしているため、同事業所が当社の取引先であったか否かは不明である。」と供述している。

また、オンライン記録及び事業所番号等索引簿において、Aという名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した記録は確認できない上、申立人は、申立期間当時の同事業所の事業主及び同僚の氏名を憶えていないことから、申立期間の同事業所における厚生年金保険の取扱い及び申立人の同事業所での勤務実態に関する供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月1日から38年10月1日まで

夫がA組合(現在は、B組合)に入社する時に給料が少ないことについて同組合に相談したところ、「厚生年金保険、健康保険及び失業保険の保険料を控除しなければならないため、どうしても手取り額が少なくなる。」と言われ、義務であれば仕方ないと納得し、入社を決めたことをよく覚えている。

したがって、申立期間の厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立期間の一部である昭和37年9月21日から38年10月1日までの期間において、申立人のB組合に係る被保険者記録が確認できるほか、同組合から提出された従業員台帳に34年1月16日採用と記載されていること、及び申立人は入社当初からA組合の事務所に一家で住み込みをしており、申立期間当時の事情についての申立人の妻の供述が具体的であることから判断すると、申立人の同組合における入社時期は特定できないものの、申立期間ころ、申立人が同組合に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A組合は昭和38年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において同組合は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人の妻の供述並びにB組合から提出された履歴書及び退職願から、申立期間及び申立期間後も引き続きA組合に勤務していたと考えられる同僚3人についても、同組合における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、厚生

年金保険被保険者原票から、申立人と同様に同組合が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年10月1日であることが確認できる上、当該同僚3人のうち1人は、オンライン記録から、国民年金制度が発足した36年4月から38年9月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人の妻の申立期間における従業員の入退社についての供述並びにB組合から提出された従業員台帳及び履歴書から判断すると、A組合は申立期間において厚生年金保険の強制適用事業所の要件である常時5人以上の従業員を使用する事業所に該当していなかったと考えられる。

加えて、申立期間においてA組合に勤務していたと考えられる同僚は、既に死亡あるいは連絡先が不明であり、申立期間当時の同組合の理事及び理事長についても、高齢等のため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述が得られない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。